

平成27年度第2回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：平成28年1月28日（木）

午前10時00分～

場所：中央公民館 2階 中会議室

■委員出席者（計17名、敬称略・順不同）

蔭山英順、北村信人、川合大一郎、山本恒久、石川徹彦、坂本 進、石川恵子、財津咲代、
吉田 恵、永田憲子、佐藤槇子、西 玲子、野々村尚道、落 邦広、朝倉信哉、清水雅美、
川合基弘

■委員欠席者（計3名）

豊田かおり、鈴木恭子、服部 悟

■事務局

【福祉子ども部】 成瀬達美

【子ども課】 星野主税、伊藤慎治、加藤淳司、山本 巧

■開会

（事務局）

おはようございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは会議を始めさせていただきます。

本日の会議ですが、知立市審議会傍聴要領の規定に基づきまして公開となっておりますので
よろしくをお願いします。

会議を開催させていただくにあたり、医師会代表の豊田委員、社会福祉協議会代表の鈴木委員、
衣浦東部保健所の服部委員の3名の方から事前に欠席の連絡をいただいておりますので、ご了承
いただきたいと思います。本日の会議につきましては、委員総数20名のところ、出席委員が17
名と過半数に達しておりますので、会議は成立とさせていただきます。

それでは、ただ今から、平成27年度第2回知立市子ども・子育て会議を開催させていただきます。
す。

はじめに、蔭山会長からご挨拶をいただきたいと思います。

（会長挨拶）

おはようございます。

本日は寒い中、お集まりいただきありがとうございます。

この知立市子ども・子育て会議は、多様な子どもの状況をできるだけしっかり整理していこう

ということで開催される会議であります。

今日の議題は、小規模保育事業ということで、乳児の保育所入所については知立市民の母親たちから非常に要望の高い事業となっており、充実させ待機をさせないようにすることはとても大事なことであろうと思っております。

本来は、本日の議題である認可・確認は社会福祉審議会が通常行うことになっているのですが、知立市はこの会議で皆さんのご意見を聞いて認可をしていくという手続きですので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続いて議事に入らせていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきます。事前に「次第」と「議題（１）資料」をお配りさせていただいております。あわせて、机上に本日の小規模保育事業の概要をお配りさせていただいておりますのでご確認ください。

<資料の確認>

それでは、次第の「２．協議事項」に入らせていただきます。

これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

(会長)

本日の議題は、「小規模保育事業の認可・確認について」となっております。後ほど皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

■協議事項

(1)小規模保育事業の認可・確認について

(事務局：子ども課)

<議題（１）資料に基づき、事務局（子ども課長）より説明>

<当日配布資料に基づき、事務局（子ども課保育係長）より説明>

1. さくらんぼ保育園について
2. 華の子保育ランドについて

(会長)

ただいま事務局より説明がありました２施設の認可について、皆さまご意見を申し上げます。

(会長)

まずは私から確認させていただきますが、この2施設については法に基づいた設置基準は全てクリアしているということによかったですか。

(事務局)

はい、クリアしております。

(北村委員)

さくらんぼ保育園について、屋外遊戯場（代替広場）への距離が遠いと思われませんが良いのでしょうか。

また、消防設備について記載されていませんがよろしいのでしょうか。

(事務局)

屋外遊戯場につきましては、主に2歳児の子どもが利用することになると思うのですが、保育所からの距離については、100m～120mは許容範囲であると判断しております。

(会長)

離れていることについて、安全性はいかに考えていますか。

(事務局)

団地内の道路を渡ることはなりますが、一番近い公園までは、中央道路ではなく生活道路の横断となりますので、交通量についてもさほど多くないと考えております。

(清水委員)

直近の公園までは、幹線道路を横断しなくて良いというのであれば、問題はないのではないかと思います。

(事務局)

また、面積的などころで言いますと、2歳児については一人あたり3.3㎡確保されていれば問題ないとされています。さくらんぼ保育園につきましては、2歳児の定員が4人ですので、併設広場においても基準をクリアしていることを確認しています。

(会長)

屋外遊戯場については、基準をクリアしているということです。

続いて、消防設備についてですが、事務局からの回答をお願いします。

(事務局)

消防設備については、消火器及び火災報知機については図面上での確認は行っておりますので、最低限の消防設備の配置は問題ないと判断しております。

(北村委員)

消防の立入り検査はないのでしょうか。

(事務局)

立入り検査については再度確認させていただき、必要な措置がありましたら指導していきます。

(会長)

火災は命にかかわることですので、事務局としては図面だけでなく、ぜひ実地確認を行っていただきたいと思います。

(北村委員)

認可の基準に消防設備の事項が含まれていないのはいかがでしょうか。

(事務局)

認可の基準には含まれてはいませんが、保育施設としての建築基準法に基づく確認済証は確認しております。

(会長)

基準はクリアされているということですが、それだけでいいとは言にくいところもあると思いますので、実際の視察などで確認はしていただきたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

(北村委員)

さくらんぼ保育園には保護者用の駐車場が用意されていないが、大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

今現在は職員駐車場のみとなっております。保護者の方へは自転車・徒歩による送迎をお願いしているとのことですが、今後要望されると思いますので、保護者用駐車場は確保していただくよう要望済となっております。

(会長)

駐車場併せて駐輪場について、支障がないよう保育園側をお願いしてください。

他に何かご質問はありますでしょうか。

(北村委員)

乳児の施設であるのに、沐浴室がないのはいかがなものでしょうか。保育指針の中に、沐浴しなければならないという条件はなかったですか。もしくは、小規模保育施設であれば、沐浴室は必須ではないということになるのでしょうか。

(事務局)

小規模保育施設については、沐浴室は必須にはなっておりません。

(会長)

必須でないというものの、現実的ではないように思いますが、問題ないということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。基準としては問題ありません。

(会長)

次に、定員についてですが、少人数となっていますが、12人というのは少人数になるのでしょうか。個人的には、12人は少人数にあたらないように思いますが、法令等に人数の規定はされているのでしょうか。

(事務局)

小規模保育事業を行う基準は、19人以下の施設ということになっています。
各施設の利用定員については、施設の面積と合わせて確認することになっています。

(会長)

分かりました。

他にはいかがでしょうか。心配な点がありましたらこの場でご発言いただき、4月スタートまでには時間がありますので要望として施設側に伝えていくことはできますので、何かご質問がありましたら、どうぞお願いします。

(吉田委員)

利用定員は4人と3人と少ないのですが、入所の基準はどのようになるのでしょうか。先着順になるのでしょうか、それとも優先される基準があるのでしょうか。

(事務局)

今後は、保育園と同様に市で調整し、斡旋していく予定となっています。

(吉田委員)

一時保育も1日1人となっていますが、利用する際の手続きは市役所で行うことになるのですか。

(事務局)

一時保育については、別の事業となりますので、施設（園）に直接申し込みをしていただくこととなります。

(北村委員)

調理員の方は、市の給食委員会に参加することになるのでしょうか。

(事務局)

今後、市の各保育関係の委員会等への参加については、現在検討中となっております。

(会長)

小規模保育施設の参加は義務ではないかもしれないが、市の保育施設としての意識を持ってもらうためにも、他の保育施設と連携し孤立しないよう配慮していくべきと考えます。

(北村委員)

保健所の監査は入るのでしょうか。

(事務局)

保育施設に対する保健所の監査は、毎年行うことが必須のものではないのですが、知立市としては毎年行っているものになります。小規模保育施設についても保健所に協力を依頼し、行っていただきたいと思っています。保健所での実施ができないようであれば、市の管理栄養士による監査を行うように検討したいと思います。

(北村委員)

この小規模保育事業をやっていくことで、待機児童は何人減ってくるのでしょうか。

(事務局)

すでにその施設に入所している児童（乳児）が、今まで無認可であったのが小規模保育利用として認可されることになるだけで、新たな児童の受け入れができるわけではありませんので、小

規模保育事業を行うだけでは、待機児童の解消には結びつかないということになります。

今後、待機児童の解消に向け、既存施設の方とも話をさせていただき、対応の検討をさせていただきたいと考えております。

(会長)

市としては、小規模保育事業所を増やしていくことで乳児の受入れ枠を確保していきたいと考えているのか、それとも既存施設の枠を広げて対応していきたいと考えているのか、またそれ以外で何か考えがあるのでしょうか。

(事務局)

今現在は、平成 28 年度以降において小規模保育事業所を追加していく予定はありません。

(会長)

ということは、既存の施設で乳児の受入れ枠を拡大していく方向で検討していくということでしょうか。

(事務局)

はい。既存の保育園・幼稚園と連携し、検討していきたいと思います。

(会長)

認可の申請があがってきた場合は、基準に適合していれば、市としては必ず認可していかなくてはいけないのでしょうか。将来計画に基づき、許可しないということもできるのでしょうか。

(事務局)

保育施設が充足しているということであれば、不許可としても問題ありません。

(会長)

そうすると、認可するかどうかの判断は人口推計からも判断していかないといけないということですね。定員割れ等により認可した施設が不必要となった場合の対応も重要な問題になってくると考えますが、そのあたりは事務局としてどのようにお考えでしょうか。期限付きで認可することもできるのでしょうか。

(事務局：福祉子ども部長)

平成 26 年度に策定しました『知立市子ども・子育て支援事業計画』では、保育施設については既存施設である程度充足できるのではないかという見方をさせていただきました。今回の小規模保育事業所の 2 施設を認めることでより充足させるということに計画上もなっていたことから、

認可の審議にあげさせていただいております。

また、入所希望の需要については、ここ数年は増えてくることが予想されますが、5年後以降については、あまり増えず横ばいということも言われておりますので、新たな施設を認めていくということは今のところ考えておりません。待機児童の解消については、既存の施設での対応を検討していく予定で、すぐにはいきませんが、公私保育園、幼稚園をあわせての検討の機会を設けたいと思いますので、その際にご協力いただきたいと思います。

(事務局)

期限付きで認可できるのかということにつきましては、県に確認させていただきます。

※会議後、愛知県子育て支援課に確認したところ、「期限付きでの認可はできない」という回答でした。

(会長)

乳児の入所希望については親の主観もあり流動的であることから、学校とは違い出生率だけでは判断できないところがありますが、0・1歳を預けられる人は増えているのでしょうか。

(事務局)

把握している限りでは増えているのではないかと感じております。

(会長)

なかなか予測をするのは難しいとは思いますが、できるだけ保護者のニーズに応えられるような施策の検討をお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(川合[大]委員)

待機児童の問題は別として、無認可施設から認可施設になると公的資金が投入されるため、保護者の皆さまの負担軽減や保育士の処遇改善などにつながっていくことになると思いますので、施設側もそのあたりをしっかりと理解していくべきと考えます。

また、公的資金が投入されるということですので、市としてチェックを行う必要があるのではないかと思います。期限を付して、運営状況等を確認するなど、ある程度の条件を付して認可するというのも必要になってくるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。ご意見としてお受けしますので、事務局としてもお考えいただきたいと思います。

(山本委員)

今回の小規模保育事業の認可・確認について、事務局からの説明では認可していく目的や認可にいたるまでの経過、また認可された後の施設をどうしていきたいと考えているのかという点が見えず、色々な質問に対しても、「検討する」「指導する」という回答ばかりではなかったかと思えます。ある程度明確な回答をしていただいた上で、認可についての承認を求められるべきではないのかと感じました。

待機児童についても、今回認可することによって何を改善していくのか、どこをどうしていきたいと考えられているのかが今日の説明では見えてこなかったのが、率直な感想ではあります。認可することで、個々の施設的にはメリットがあるということだとは思いますが、その理由だけで認可する必要性はあまりないのではないかと思います。事業としてのもっと総合的なことや費用対効果についてなどが大事になってくることだと思いますので、小規模保育事業の申請があったからという紙面上だけの認可でなく、事務局からももう少し色々な視点からの説明をしていただけると、この会議においても色々な議論をさせていただくことができるのではないかと思います。

(会長)

貴重なご意見でしたので、事務局としても検討をお願いします。

(佐藤委員)

一時保育についてですが、利用料金は認可後も4,000円なのでしょうか。

(事務局)

記載させていただいている利用料金は認可後の金額となっていますので、4,000円になります。

(佐藤委員)

公立の保育園では1,800円プラス給食費という料金で利用ができるので、同じ認可施設であるのに利用料金にこれだけの負担の違いがあるとすると、少し気になるころではあります。

また、一時保育利用者もたくさんいると思うので、利用者の枠を増やすことも検討していただきたいと思えます。

(事務局：福祉子ども部長)

一時保育の利用については、利用者の要望が増えていることから、今年から新たに中央子育て支援センターでも実施し利用枠を増やしているところですが、まだ不足している状態であることは理解しております。公立保育園においては、定員枠の中で、まずは実施児を待機なく入所させることが一番の課題であり、そこをクリアした上で一時保育の利用枠を増やすことも検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(会長)

最後に一つ、今回の2施設については、障がい児の入所が可能となっているが、受け入れるにあたり付される条件はあるのでしょうか。医療行為の必要となる障がい児を受け入れるとなると、とても危険でないかと思うが、看護師の配置等は大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

公立保育園では障がい児の受け入れは3歳以上の子、3歳未満児であれば市が認めた医療行為のない子となっております。2施設の乳児受け入れ基準もそれに準ずると考えていますが、再度確認させていただきます。

(会長)

乳児の障がい児となると医療行為が必要になる子が多いと思われまので、よく確認していただきたいと思います。

また、小規模保育事業所で乳児の障がい児を受け入れするとなると公立の保育園での受け入れもできるということになるということになるため、その覚悟を持っていただかなくてはいけないと思います。

受け入れすることに反対はしませんが、事故が起こってからではいけませんので、慎重なご判断をお願いしたいと思います。

それでは、いくつかのご意見を頂戴いたしましたが、本日の協議事項である「小規模保育事業の認可・確認」についてですが、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

<全員承認>

(会長)

ありがとうございます。

それでは、本会議において認可・確認を承認したということによろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

いただきました貴重なご意見は、今後確認等をさせていただき対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。